

おおあさ東町デイサービス 風の音色

重要事項説明書

地域密着型通所介護
第一号通所サービス

社会福祉法人北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

(第一号通所サービス) 地域密着型通所介護事業所

おおあさ東町デイサービス風の音色 利用約款

(約款の目的)

第1条 おおあさ東町デイサービス風の音色（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（第一号通所サービスにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所介護（第一号通所サービス）サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所介護（第一号通所サービス）利用同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、契約終了の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（第一号通所サービス）計画にかかわらず、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（第一号通所サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（第一号通所サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所介護（第一号通所サービス）の提供は困難と判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる

程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく通所介護（第一号通所サービス）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、送付いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の通所介護（第一号通所サービス）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（第一号通所サービス支援事業所））等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（医療体制）

第9条 当事業所は、利用者に対し、他機関での医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における通所介護（第一号通所サービス）の対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する通所介護（第一号通所サービス）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

公的機関での苦情申し立て窓口

北海道 011-204-6310

国保連合会 011-231-5175

市町村介護保険総合窓口 江別市役所 介護保険課 011-381-1067

おおあさ東町デイサービス風の音色 011-788-3323

管理者 大江 雄介

第12条 虐待の防止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：大江 雄介

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（賠償責任）

第13条 当事業所は、通所介護（第一号通所サービス）の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

- 附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和 元年5月1日に一部変更する。
- この規程は、令和 2年1月1日に一部変更する。
- この規定は、令和 3年4月1日に一部変更する。
- この規定は、令和 3年5月1日に一部変更する。
- この規定は、令和 4年2月1日に一部変更する。
- この規定は、令和 4年10月1日に一部変更する。
- この規定は、令和 6年4月1日に一部変更する。

<別紙1>

おおあさ東町デイサービス風の音色 各事業所のご案内

(令和6年10月1日より)

1. 通所介護（第一号通所サービス）事業所概要

1) 事業所名等

| | |
|--------|----------------------|
| 事業所の名称 | おおあさ東町デイサービス風の音色 |
| 事業所の種類 | 地域密着型通所介護（第一号通所サービス） |
| 事業所住所 | 江別市大麻東町15番地6 |
| 電話番号 | (011) 788-3323 |
| FAX番号 | (011) 387-8668 |
| 事業所番号 | 019100439 |
| 開設年月日 | 平成30年4月1日 |
| 管理者 | 大江 雄介 |
| 施設の定数 | 14名 通所介護・第一号通所サービス合計 |

2) 事業所の目的

おおあさ東町デイサービス風の音色は、利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的な及び精神的負担の軽減を図る目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

3) 事業所の理念

介護を必要とする高齢者の皆様に、食事、入浴、レクリエーション、趣味創作活動、リハビリテーション等を提供し、仲間づくりをとおして、楽しく充実したひと時を過ごしていただきます。

4) 事業所の運営方針

- (1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) サービスの提供にあたっては、通所介護（第一号通所サービス）計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助に努める。
- (4) サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

2. 事業所設備概要

〈おおあさ東町デイサービス風の音色〉

| 設備の種類 | 室数 | 面積 |
|----------|----|-------|
| 食堂・機能訓練室 | 1室 | 42.5㎡ |
| 台所 | 1室 | 16.4㎡ |
| 一般浴室 | 1室 | 3.3㎡ |
| 静養室 | 1室 | 4.3㎡ |

3. 職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご利用者に対して通所介護（第一号通所サービス）を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 |
|---------|----|-----|
| 管理者 | 1 | — |
| 生活相談員 | 1 | 1 |
| 介護職員 | 2 | 4 |
| 看護職員 | — | 2 |
| 機能訓練指導員 | — | 1 |

4. 営業日およびサービス提供時間

- 1) 営業日 月曜日～金曜日(土・日曜日休業)
- 2) 営業時間 8:30～17:30
- 3) サービス提供時間 9:45～16:00

5. サービス内容

1) 通所介護（第一号通所サービス）計画の立案

通所介護（第一号通所サービス）専従職員が、居宅介護支援事業所と連携してサービス計画を立案します。

2) 食事提供サービス

- ①当事業所では食事作りを外部委託せず、直営にて行っております。四季折々の食材や栄養のバランスを考え、障がいの程度や病状に応じた食事を提供いたします。
- ②当事業所では、医師の指示のもと、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の健康状態や身体状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。

3) 介護サービス

利用者個々の自立を支援するため、食事等の介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換（オムツ等のご自宅から御持参して頂きます。）事業所内移動の支援、精神的支援、その他日常生活上の世話を提供いたします。

4) 入浴介助サービス

当事業所での入浴サービスを行います。また、身体状況で入浴が困難な場合は、清拭をいたします。

5) 機能訓練（アクティビティ）サービス

当事業所では、利用者の心身の状況を踏まえ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を主体とした動作回復訓練を行います。

6) レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

7) 相談支援サービス

当事業所では、相談員を配置しておりますので、利用等に関すること等お気軽にご相談下さい。

8) 送迎サービス

ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

乗降及び送迎車輦内で安全確保のため、介助が必要な場合は人員を配置して対応いたします。

9) 健康管理サービス

当事業所では、常に利用者の健康の状況に注意し、適切な対応に努めます。また、各主治医との連携につきましては、治療・処方内容をご連絡頂いたうえで健康状態や服薬状況を観察し、適宜必要時情報提供を行い、連携強化に努めてまいります。

当事業所では、以下の医療機関と連携をとっています。

☆ みどり野医院（内科・循環器科・消化器科・整形外科）

南幌町栄町1丁目1番20号

☆ 弘志会 大通り松華堂歯科（歯科）

札幌市中央区南2条西1丁4丁目7-1

☆ 徳洲会札幌病院（総合科）

札幌市白石区栄通18丁目4番10号

☆ 新さっぽろ脳神経外科病院（脳神経外科・神経内科）

札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号

6. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(1) 口座振替（北海道ワイドネットサービス）での支払い。

※振替手数料（165円/月）はご利用者様負担となりますことご了承ください。

(2) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0853857

社会福祉法人北叡会 風の音色 理事長 日下 稚凡

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

7. 事業所利用にあたっての留意事項

1) 嘱託医以外の医療機関への受診について

ご利用者、ご家族の希望により受診される場合は、ご家族送迎により受診してください。
なお、来所後受診のため一旦外出し、再度来所される方法は避けて下さい。

2) 居室・設備・器具の利用について

事業所内及び併設施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

3) 金銭・貴重品について

貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、極力持参されないようお願いいたします。但し事情のある場合に関しては、施設でお預かり致しますのでご相談下さい。
(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

4) 喫煙について

事業所内および併設施設内の、決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。

8. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して過ごしていただく為に以下の行為を禁止します。

- (1) 営利行為
- (2) 宗教の勧誘
- (3) 他利用者への迷惑行為
- (4) 特定の政治活動及び勧誘
- (5) ペットの持ち込み

9. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 誘導灯 (2カ所)、自動火災報知機
- (2) 防災訓練 年2回実施

10. 個人情報の保護および利用目的

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

1 1. 事業者概要

1) 事業者名等

| | |
|-------|---------------|
| 事業者名 | 社会福祉法人北叡会 |
| 法人の種類 | 社会福祉法人 |
| 代表者名 | 理事長 日下 稚凡 |
| 所在地 | 江別市ゆめみ野東町1番地5 |
| 設立年月日 | 平成 22年 8月 9日 |

2) 法人の理念

<北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- (5) ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

4) 社会福祉法人 北叡会が運営する事業所

夢あかり事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり

- 介護老人福祉施設 夢あかり(80床)
- 短期入所生活介護 華あかり(10床)
- デイサービスセンター 夢美はな

江別地域複合型ライフケアセンター 夢つむぎ

- 地域密着型介護老人福祉施設(29床)

夢結路事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路

- サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
- 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
- ヘルパーステーション 結の譚
- 住宅型有料老人ホーム 夢結路
- 身体障がい者向け住宅 シャルール夢結路
- 相談支援事業所 夢結路
- おおあさ東町デイサービス 風の音色
- グループホームひまわりの郷

てるす事業部

- 生活介護事業所 リオス
- 就労継続支援A型事業所 ジョブクルー
- 就労継続支援B型事業所 ジョブクルー
- 障がい者向けグループホーム はなきりん
- ゆめみ野こむぎ工房 アمام

<別紙 2 >

社会福祉法人北叡会

個人情報保護に関する方針について

社会福祉法人北叡会では、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける…という理念を掲げ、日々努力を重ねております。入居者様、ご利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

I. 個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

II. 個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、入居者様・ご利用者様及びご家族様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて入居者様・ご利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

III. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、入居者様・ご利用者様及びご家族様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。
(開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。)

IV. ご希望の確認と変更について

福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

V. 教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

VI. 相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

－通常の業務で想定される個人情報の利用目的－

【入居者様・ご利用者様等への福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 入居者様・ご利用者様に提供する福祉サービス
- 2) 介護保険・市町村事業等事務
- 3) 会計・経理
- 4) 質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
- 5) 入居者様・ご利用者様への福祉サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
- 3) 入居者様・ご利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) ご家族様等への病状や心身の状況説明
- 5) 介護保険事務の委託
- 6) 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8) 賠償責任保険、損害賠償保険等に係わる医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 9) その他入居者様・ご利用者様への介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 福祉・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 福祉・介護等の学生実習および研修への協力
- 3) 事例研究

2. 学会・学会誌・広報誌等での利用

- 1) 特定の入居者様・ご利用者様及びご家族様、その関係者の事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

3. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 1) 外部監査機関への情報提供
- 2) 当該入居者様・ご利用者様及びご家族様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答